

令和2年度第4回日進市都市計画審議会 議事要旨

- 1 開催日時 令和3年3月25日(木曜日)午前10時30分から午後0時45分まで
- 2 開催場所 日進市民会館 小ホール
- 3 出席者
 委員
 白井えり子、福安淳也、武田好正、武田美恵（オンライン）、牧秀次、市川豊、森本直樹、鈴木敏、堀場政行、森永泰彦（オンライン）
 臨時委員
 松本幸正、福安勝幸、堀之内秀紀、丹羽みさか（オンライン）
 オブザーバー
 愛知県都市整備局都市基盤部都市計画課 蔭山寿課長補佐（代理オンライン出席）
 愛知県都市整備局都市基盤部公園緑地課 竹内誠課長補佐（代理オンライン出席）
 事務局
 伊東敏樹（都市整備部長）、伊藤泰裕（都市整備部次長兼都市計画課長）、川合陸仁（都市計画課長補佐）、鳥居泰秀（都市計画課長補佐兼公園緑地係長）、水谷寛樹（都市計画課都市計画係長）、鈴木未来（都市計画課公園緑地係主事）、長谷川達也（都市計画課都市計画係主事）
- 4 傍聴の可否・傍聴者の有無
 可・有（3名）
- 5 審議事項
 第1部
 (1) 日進市都市マスタープランの改定（審議）
 (2) 日進市緑の基本計画の改定（審議）
 第2部
 (1) 名古屋都市計画生産緑地地区の変更について（市決定・付議）

6 議事

事務局	<p>開会（午前10時30分開始）</p> <p>前回1月20日に中央福祉センターにて開催予定であった第3回都市計画審議会については、愛知県における緊急事態宣言が発出されるという状況下の中で、オンライン開催併用の模索など開催に向けて委員の皆様にも対応について照会させていただきました。</p> <p>しかしながら、緊急事態宣言という状況においてオンライン併用としても会場での会議出席者の感染リスクは少なからずあり、外出の抑制を求められていた中で、委員の皆様には事前質問の提出についてもお願いしていたことも考慮し、会長とも相談の上、中止、延期という判断ではなく、書面会議として皆様から議題に対する意見を伺う形とさせていただきました。</p> <p>議題意見書の作成等、委員の皆様には協力頂き、感謝申し上げます。結果的に全員の委員からご意見を頂くことができ、重ねて感謝申し上げます。</p> <p>未曾有の、また先の読めない昨今の状況において事務局と、審議会のみならず日々の業務においても最善を尽くして事務が行えるよう検討し行っている。本日の審議会についても、緊急事態宣言が解除されたことと、市としてもZOOMの有料アカウントの取得に至ったことから、オンライン併用開催という形を取ることにした。ご理解いただきたい。</p>
会長	(あいさつ)

事務局	<p>会場での出席者は委員及び臨時委員計 11 名、オンラインでの出席者は委員及び臨時委員計 3 名、14 名出席により会議成立。傍聴の申出 3 名あり。傍聴人入室。</p>
議長	<p>議事録署名者に武田美恵委員と市川豊委員を指名。</p>
事務局	<p>議題 1 「日進市都市マスタープランの改定（審議）」を説明する。</p> <p>1 月 27 日（木）から 2 月 26 日（金）までパブリックコメントを実施し、16 名、96 件の意見があった。これを受け、パブリックコメントで示した計画案から、一部修正を行った。</p> <p>一部修正については、パブリックコメントにより意見をいただいた結果修正したものと、第 3 回都市計画審議会の議題意見書において検討事項となっていたものについて修正したもの、また内部で精査した結果により修正したものである。</p> <p>パブリックコメントによる修正箇所は赤字で黄色いマーカー、議題意見書によるもの及び内部で精査した結果による修正箇所は青字で黒い囲みで示している。主な修正箇所について説明する。</p> <p>資料 1-2 の都市マスタープラン本編について、パブリックコメントによる一部修正は 5 箇所である。</p> <p>本編 1-38 ページ（パブリックコメント意見 NO. 23）、通勤・通学状況の項目において通学についての記載がないとの意見により、国勢調査資料から追記した。</p> <p>本編 1-39 から 41 ページ（パブリックコメント意見 NO. 65）、防災の項目について、南海トラフ地震の想定震度図を示すべきではないかとの意見により追記した。なお、凡例で一部誤記がある部分は改めて修正する。</p> <p>本編 1-42 ページ（パブリックコメント意見 NO. 24）、空家の発生状況について、最新の平成 30 年住宅土地統計調査をもとにした数値にしたほうがよいとの意見により追記・修正した。</p> <p>本編 1-43 から 44 ページ（パブリックコメント意見 NO. 66）、財政について、財政力指数を最新の数値にするとともに、市債、基金の状況についても示した方がよいとの意見により追記・修正した。</p> <p>本編 3-1 ページ（パブリックコメント意見 NO. 58）、パブリックコメント案では都市づくりの理念の前段の部分において、「豊かな自然環境を価値あるものとして大切にするとともに」と記載をしていたが、価値があるから大切なのではなく、自然環境は人間にとって必要不可欠なものである、豊かな緑を尊重することには異論はないが、将来の日進市の緑の姿が見えない、との意見があった。</p> <p>価値があるものとして大切との表現が誤解を生むと考え、日進市の都市としての魅力である市街地からでも少し動けば農地や山林などの自然環境があるこの環境を大切にしたい、という部分を表現する形に修正した。</p> <p>続いて、議題意見書において検討事項となっていた部分について修正したもの</p>

及び内部で精査した結果による一部修正について、主だったものを説明する。

本編 2-12 から 2-18 ページ、強み、弱みの文章表現において、従前の表現ではわかりづらい部分について表現を修正した。

本編 2-17 ページ、本編 3-2 ページにおいては、第 3 回都市計画審議会で意見のあった、「まとまった緑地の保全、創出による環境負荷の低減」を追記した。

本編 4-3 ページ、人口フレームの算出において元となる推計人口の出典を総合計画及び人口ビジョンという形で明記した。

本編 4-5 ページ、産業フレームの算出については、3)の市内総生産額を数字の丸めを行って記載していたものを、丸めを行わず記載した。計算結果は変わらない。また、下段については商業用地、工業用地の前後が逆になっていたものを上段の表記と合わせる修正をした。

本編 4-7 ページ、産業ゾーンについて、総合計画との整合を取り、「環境負荷の少ない」との表記を追加した。5-6、6-18、6-26 ページでも修正した。

本編 5-11 ページ、第 3 回都市計画審議会で意見のあった、「バスの走行環境改善に向けた道路環境整備を図る」ことについて記載した。

本編 5-13 ページ、第 3 回都市計画審議会で意見のあった、「まとまった緑地の保全、創出による都市災害の抑制と環境負荷低減効果」について記載した。

本編 6-3 ページ、文章表現をわかりやすく修正した。

本編 6-78 ページ、文章表現をわかりやすく修正した。

本編 7-2 ページについて、PDCA サイクルの図内、A が見直しとなっていたものを「改善」に、都市づくりの目標となっていたものを基本目標に修正した。

本編 7-3 から 7-4 ページにかけては、総合計画との整合を取るために修正した。

続いて、追加で送付した事前質問等への対応表について説明する。

提出された意見に対する市の考え方は、どのように質問者に伝えるのかという質問に対し、パブリックコメントの提出意見の内容及び提出意見を考慮した結果については、日進市市民参加条例第 10 条に基づき、窓口閲覧とホームページへの掲載により公表する予定である。なお、意見募集時にも案内のとおり、個別の回答は行わない。

もっと市民に寄り添った回答をして検討すべきではないのかという意見に対し、できる限り市民に寄り添った回答となるよう検討し、作成を行ったが、意見を真摯に受け止める。

	<p>パブリックコメントはもっと早い段階に行い、会議の中で検討すべきだったのではないかという意見に対し、スケジュールについては、都市計画審議会においても提示のうえで進めてきたが、次回改定時の参考とする。</p> <p>図表の番号をつけるべきではないかという意見に対し、追記する。</p> <p>カネスエ浅田店が商業施設分布にないのではという意見に対し、他市町との比較を行うために同じ基準で記載をしているため反映していない。</p> <p>グラフの西暦表記について追記する。</p> <p>1－45ページのグラフは、平成42年までは金額が点線から突出していることで何を説明しようとしているのかが伝わってこないという意見に対し、平均を超える部分については、一時的な負担を軽減するための平準化が必要ということも文章においても表現している。</p> <p>1章、2章は課題出しのため、都市づくりの方針等において施設の長寿命化やストックマネジメントといったことでサービス水準の維持を図っていききたい。</p> <p>SDGsとニューノーマルについて2－10ページの時代潮流からみた都市づくりの方向性に反映されていないのではないかという意見に対し、2－1ページ「図 都市づくり上の課題の整理概念図」にも示している通り、SDGsとニューノーマルについて2－10ページに反映するのではなく、全体構想の考え方に反映させている。</p> <p>SWOT分析の外的要因の説明が足りないのではないかという意見に対し、今回の都市マスタープランのSWOT分析においては、2－10ページで示した国土のランドデザイン2050、都市再生基本方針、愛知の都市づくりビジョンを外的要因として整理している。</p> <p>この3つの方針においても災害、環境、高齢化といった要因を分析して示されているため、これを踏まえて時代潮流からみた都市づくりの方向性として8点に分類し、分析を行っている。</p> <p>説明は以上である。</p>
議長	事務局の説明に質問はあるか。
委員	追加資料1の事前質問等への対応表の10番において、外的要因をSWOT分析を用いて説明するのであれば、日本の国の色んな計画に関して対応する旨を追記してもらえばよいのではないか。
事務局	よりわかりやすい表記の追記を検討する。
委員	同対応表の7番において、グラフの山を崩すことにより、どのような影響が考えられるのか。

事務局	必要なものを先送りするわけではあるが、サービス低下ではなく、長寿命化計画により、計画的に年度ごとにやれることをやっていく。
委員	具体的に、例えば下水道が整備されているところは100%ではない。それが遅れることになるのか。
事務局	必要なことを順番にやっていくことになる。
委員	都市マスタープランの次期改定は具体的にいつ頃になるか。
事務局	特定生産緑地の指定を行う令和6年度頃に改定の検討をすることになると思われる。その他、社会情勢に動きが出てきたら随時見直しを検討する。
委員	令和6年度に改定を検討するのは間違いないか。
事務局	その時の状況次第で必要があれば改定を検討することになる。
委員	パブリックコメントの位置付けは、審議会で完成度を高めたものを自信を持って市民の方々から意見をもらうものであると考える。パブリックコメントを早く行うべきという意見があったが、市民の意見を聞く場をパブリックコメントとは別に設けるということなら理解が出来る。次回改定時にパブリックコメントの時期を早めるというのでは違うのではないか。市民の意見を取り入れるという趣旨からワークショップや地域懇談会の開催を増やすことを検討すればよいのではないか。
事務局	今回は、最終案の段階でパブリックコメントを行った。段階的にパブリックコメントを行うことも含めた検討をしていく。
委員	市として計画策定において市民意見を取り入れる決まりはあるのか。
事務局	本市で日進市市民参加及び市民自治活動条例を定めており、ワークショップや説明会等、2つ以上組み合わせで行うという決まりがあり、それに基づき行っている。
委員	制度上はもちろんだが、それ以外にも市民の意見を聞く場を設ける等、きめ細やかに対応して欲しい。 パブリックコメントが16名、意見件数が96件というのは非常に多い。様々な意見をいただいたことに感謝すべきである。市民と行政の間で信頼感を築いていって欲しい。
委員	総合計画が上位計画にあたるということだが、上位計画をきちんと審議会の場で示したうえで改定事務を進めていくべきではないか。丁寧さが足りない。委員が納得して進めていると思われるのは心外である。 様々な意見をもらって、もう少し作り込むべきだったのでは。時間的に無理があり、急いで年度内に改定する必要はなかったのではないか。丁寧に答えているつもりのようなのだが、逃がっている。もっと市民の意見を聞いて欲しい。

委員	<p>都市マスタープラン本編の序－1 ページにおいて、関連計画、分野別計画に具体的な計画などは入れられないか。</p> <p>また、2－1 2 ページ、空家と出てくるが、そこに居住支援対策を盛り込んではどうか。</p>
事務局	<p>5－1 5 ページに、「住宅確保要配慮者が安心して暮らすことのできるよう、居住支援法人への支援や不動産関係団体との連携を進めます。」と、居住支援に関する記載をしている。</p>
事務局	<p>1 点目については修正を行う方向で検討する。</p>
委員	<p>居住支援は福祉と建築が連動して進める施策であり、今後より重要になってくるため、検討して欲しい。</p>
事務局	<p>空家等対策計画において検討を行う。</p>
委員	<p>5－1 3 ページ、公園のあり方について、具体的な整備方針の中で、積極的に地域の生活公園を増やすという表記が、地区別の部分には記載があるが、おおもとの部分には表記がないため、記載できないか。</p>
事務局	<p>5 章、6 章と同じ表現をしている。どちらも地域と協力して身近に利用できる公園・緑地等の確保を図ると記載している。</p>
議長	<p>議論は出尽くしたようなので、議題 2 の審議に移る。</p>
事務局	<p>議題 2 「日進市緑の基本計画の改定（審議）」を説明する。</p> <p>1 月 2 7 日（木）から 2 月 2 6 日（金）までパブリックコメントを実施し、1 3 名、5 6 件の意見があった。これを受け、パブリックコメントで示した計画案から、一部修正を行った。</p> <p>一部修正については、パブリックコメントにより意見をいただいた結果修正したものと、内部で精査した結果により修正したものである。</p> <p>パブリックコメントによる修正箇所は赤字で黄色いマーカー、その他修正箇所は青字で黒い囲みで示している。</p> <p>主な修正箇所について説明する。</p> <p>資料 2－2 の緑の基本計画案で、パブリックコメントによる一部修正は 5 箇所である。</p> <p>本編 2 ページ（パブリックコメント意見 NO. 2 5）、土地区画整理事業と緑の保全は相反するとの意見があったが、緑の基本計画に関する説明箇所であることから、意見を踏まえ土地区画整理事業を中心とした宅地開発という文言を削除した。</p> <p>本編 1 2 ページ（パブリックコメント意見 NO. 3 4）、行政が管理する緑につ</p>

	<p>いて市民の方に管理の協力をいただいているものも含む趣旨を説明するものであるが、わかりやすく修正した。</p> <p>本編 35 ページ (パブリックコメント意見 NO. 35)、評価欄について意見があったが、緑地率の評価欄について、目標値に達していない旨を追記した。</p> <p>本編 60 ページ (パブリックコメント意見 NO. 15)、農地に関する緑の取組について意見があったが、意見を踏まえて「農業体験等、休耕田を活用することで、農地の大切さや農業の魅力の周知を図る」に修正した。</p> <p>本編 90 ページ (パブリックコメント意見 NO. 37)、ニューノーマルに対応したまちづくりについて意見があったが、現在国で検討されていることから、第 6 章の章末にコラムとして記載した。</p> <p>また、その他の一部修正について、主なものを 3 点説明する。</p> <p>本編 17 ページ、本市の森林について、土地に関する統計年報では、国有林と民有林とに区分されており、国有林以外は民有林となる。民有林という言葉では、全て私人の土地であるイメージを与えかねないため、補足説明を設けた。</p> <p>本編 43 ページ、緑の機能について詳しく記載したほか、森林及び公園に関する課題を、農地に関する記載と言い回しを揃えるために修正した。</p> <p>本編 49 ページ、緑の保全における文章において、本市の環境及び地理的条件に関する記載について、総合計画と内容を合わせる形で修正した。 また、今回は参考資料として、用語解説、経過経緯等を巻末に示した。</p> <p>事前意見に対する回答は、緑の基本計画に特化した意見はなかった。</p> <p>説明は以上です。</p>
委員	43 ページ、次代という表現は次世代が一般的であるが、検討したのか。
事務局	総合計画の表記に統一した。
委員	18 ページ、航空写真は最新版に変更することはできないか。
事務局	確認し、最新のものがあれば変更する。変更できなければ現状のままとする。
委員	19 ページ、一人あたりの公園等の面積に関する数値がいくつもあって理解しづらい。例えば、長久手市はモリコロパークを含めると、公園面積が増えるが、愛知県の口論義運動公園は、日進市の公園に含まれるのか。
事務局	長久手市のモリコロパークは、愛知県の県営都市公園であるが、愛知県口論議運動公園は都市公園という位置付けではないため、分けた表記としている。 公園に関する数値が分かれている状況はご理解いただきたい。

委員	52ページの一人あたりの都市公園面積を拠り所とすればよいか。
事務局	52ページの数値は、19ページにおける都市公園の数値である。
委員	現行の緑の基本計画では水と緑の重要性について、天白川の水辺で遊ぶ写真等でイメージがしやすかったが、次期計画では写真等が少なく、イメージが湧きづらい。
事務局	水に関しては60ページに取組として記載しているが、写真等あれば掲載を検討する。
議長	議論は出尽くしたようであるため、答申に移る。
事務局	答申案を読み上げる。 日進市都市マスタープランの改定について（答申）（案） 平成31年2月18日付30日都第862号で諮問のありました、日進市都市マスタープランの改定について、本審議会において慎重に審議した結果、別添「日進市都市マスタープラン（案）」につきましては、適当であるとの結論を得ましたので答申します。 市長におかれましては、審議過程で各委員から出された意見や様々な市民参加手法により得られた市民からの意見を十分踏まえつつ、市民、地域、団体、事業所等との協働及び関係機関との連携を図り、都市づくりの理念である「豊かな緑を尊重し、都市の活力と多様な交流でにぎわう持続可能な都市環境を私たちが育む」の実現に向けて、各種施策・事業を推進していただきますよう要望します。 なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を契機とした社会情勢、雇用形態、往来等が変化し、日常生活にこれまでにない生活様式への変容が求められている状況をしっかり注視し、新たな課題や市民ニーズへの対応が必要となった場合には、計画の見直しを行うなど適切な対応を講じられることを併せて要望します。 日進市緑の基本計画の改定について（答申）（案） 平成31年2月18日付30日都第863号で諮問のありました、日進市緑の基本計画の改定について、本審議会において慎重に審議した結果、別添「日進市緑の基本計画（案）」につきましては、適当であるとの結論を得ましたので答申します。 市長におかれましては、審議過程で各委員から出された意見や様々な市民参加手法により得られた市民からの意見を十分踏まえつつ、市民、地域、団体、事業所等との協働及び関係機関との連携を図り、計画の基本理念である「みんなでつくろう 後世まで良質な緑で豊かさを感じられるまち 日進」の実現に向けて、各種施策・事業を推進していただきますよう要望します。 なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を契機とした社会情勢、雇用形態、往来等が変化し、日常生活にこれまでにない生活様式への変容が求められている状況をしっかり注視し、新たな課題や市民ニーズへの対応が必要となった場合には、計画の見直しを行うなど適切な対応を講じられることを併せて要望しま

	す。
	これまでの都市計画審議会での審議を踏まえ、第6次総合計画審議会における答申を参考に答申（案）を作成した。答申するべきか、答申の内容はどのようにするべきか、ご判断願いたい。
議長	事務局の答申（案）のとおり市長に答申することについて意見はあるか。
委員	修正案が明確になっていない状態で答申してよいものか。
議長	修正については、私会長に一任するというところでよろしいか。
委員	（異議なし）
委員	答申案に、計画の見直しを行うなど適正な対応を講じるとあるが、社会情勢を鑑みて、その対応が約束できるのか。
事務局	現行の計画は10年見直しがなかったが、社会情勢が変化していく中で計画を見直そうとする意識を常に持ち、今後その都度検討していくという考えである。
委員	柔軟に改定を行う姿勢を持って欲しい。市民の求めることが変わってくるため、常にアンテナを張ってほしい。 都市計画審議会を単なる都市計画決定事項のみならず、日進市のまちづくりについて意見交換する場として設けてはどうか。多くの意見をもらってできた計画を実現するという想いを持って欲しい。
委員	当初の素案と比べるとかなり内容がまとまってきたとは思う。 しかしながら、都市マスタープランをこの先10年のグランドデザインとして市民から期待されている中で、内容をもっと丁寧に作り込むべきだったと感じている。 4回のワークショップだけでは市民参加として足りなかったのではないか。市民と職員で練り上げる時間がもっと必要だったと感じる。
委員	スマートインターチェンジと道の駅については、本当に市民の意見なのかどうかかわからない。この計画に入れてよいものかわからない。 審議会委員に示された当初の計画案は完成度が低く、またそれを短いスケジュールの中で委員に確認を依頼するというのはずさんだと感じた。委員の時間を奪い、手を抜いていたと言わざるを得ない。肝に銘じ、今後必ず改善して欲しい。
議長	議論は出尽くしたようなので、議題1「日進市都市マスタープランの改定」について、採決を行う。
委員	（挙手 反対2名、賛成12名）
議長	賛成多数により、議題1「日進市都市マスタープランの改定」については、取りまとめとする。 次に、議題2「日進市緑の基本計画の改定」について、採決を行う。

委員	<p>(挙手 反対2名、賛成12名)</p>
議長	<p>賛成多数により、議題2「日進市緑の基本計画」については、取りまとめとする。答申については、事務局、市長と調整の上、後日対応する。 所感等あればお願いしたい。</p>
委員	<p>これからの時代で計画策定において、大部分の市民の意見を取り入れるだけでなく、少数派の意見をいかに取り入れていくかが重要である。 また、都市マスタープランが改定されることで、土地利用の方針が示され、実現の期待が高まることとなる。都市計画課だけでなく、各部課の情報共有、連携を図り、アクションプラン作りをしっかりと行って欲しい。そうすることで、この計画が実現し、日進市が良くなっていくことを市民の方々が実感できる。 これからがスタートであるため、期待している。</p>
委員	<p>現行計画が途中で一度も見直しがなかったとのことだが、PDCAが機能していたのか疑問である。今後PDCAの意識を忘れないようにして欲しい。 また、次回改定時には、総合計画と内容を詰めて欲しい。指標の捉え方等、連動している感じがしないため、注意して欲しい。</p>
委員	<p>PDCAについて補足すると、現状把握が非常に重要である。計画改定はスタートに過ぎない。今日今から、横の連携を図り実現に向けて動いて欲しい。</p>
議長	<p>事務局より、他に連絡事項があればお願いしたい。</p>
事務局	<p>委員の皆様は、任期が本年6月末日までとなっている。 また、臨時委員の皆様は、任期が都市マスタープラン及び緑の基本計画の改定にかかる調査審議終了までとなっている。 現在のところ6月未までに審議会を開催を予定していないため、会議形式での参加は今回が最後である。 任期中においては多様な意見を頂いた。事務局として至らない点もあったが、感謝申し上げます。 今回答申を頂く計画に基づき、よりよい都市づくりを進めていきたい。</p>
事務局	<p>(臨時委員、オブザーバー退席)</p> <p>第2部の議題1「名古屋都市計画生産緑地地区の変更(市決定・付議)」について説明する。</p> <p>はじめに、今回の変更の概要を「生産緑地地区の変更理由書(案)」に添って説明する。 生産緑地は、平成6年12月に当初指定、また市街化区域への編入を行った日進北部地区の追加指定を昨年度に行った。</p> <p>現在日進市で指定している生産緑地は団地数にして169団地である。今回の都市計画変更が認められれば団地数は、増える団地が7箇所、減る団地が19箇所、差し引き157団地になる。</p>

また、変更後の生産緑地の面積は約24.7ヘクタールとなる。ちなみに、ここでいう団地とは、物理的に一体性のある生産緑地区域のことを指し、生産緑地を指定する1つの単位となる。

生産緑地の指定が解除される場合は、生産緑地法上の要件に該当する場合に、生産緑地を営農管理する主たる従事者から市長に対し、買取申出を行う。

例年この案件の大部分は関係図書が提出されてから3ヶ月間を経過し、買い手が付かず、規定によりその生産緑地についての行為の制限が解除されている。

この生産緑地法第14条の規定により制限の解除が行われたものの他、これに伴い団地を分断するものについて一部区域を変更するとともに、現在土地区画整理事業を施行中の香久山西部地区で昨年3月30日に仮換地指定が行われ、新たな農地等の面積及び場所が示されたことから、区域の変更を行う必要がある。

3ページは、市内の生産緑地全てと、今回の変更内容を記載した総括図である。

4ページ以降の図面は、「計画図」であるが、これに添って各エリアにおける生産緑地の変更箇所を説明する。

この計画図の見方は、図面右下の凡例「緑色」に着色されている部分は、既存の生産緑地、「黄色」で着色されている部分は、今回の都市計画変更で除外される生産緑地になる。

また、7ページ目と8ページ目では「赤色」で着色されている部分があるが、これは香久山西部地区において仮換地による変更後の生産緑地である。

4ページ目の計画図は対象地区が赤池箕ノ手土地区画整理事業地内となる。

1-16団地について、黄色で塗っているが、主たる従事者の死亡により除外とし、他に一団地を形成する生産緑地がないため、団地消滅となる。

また、1-17団地については、主たる従事者の故障により除外とし、残る筆があるため、団地の一部除外となる。

5ページ、対象地区は浅田平子一丁目及び二丁目である。

2-8団地、2-10団地ともに主たる従事者の故障により除外とし、他に一団地を形成する生産緑地がないため、団地消滅となる。

6ページ、対象地区は、浅田町下小深田及び浅田町平池である。

2-16団地については主たる従事者の死亡により除外とし、残る筆があるため、団地の一部除外となる。

2-46と記載があり、緑色で塗られている団地については、現在は2-16団地として一団となっているが、黄色に塗ってある部分が除外となり、物理的に一団ではなくなることから、団地としては分断されるものである。

3-2-2団地については主たる従事者の故障により除外とし、残る筆があるため、団地の一部除外となる。

7ページ、対象地区は、梅森町新田の香久山西部土地区画整理事業地区及び香久山一丁目である。

3-3、3-4、3-5、3-6、3-10団地は土地区画整理事業の従前地に指定をされているが、これを3-4-1、3-4-5、3-4-6の仮換地の位置に、減歩後の面積で変更するものである。

<p>議長</p> <p>委員</p> <p>事務局</p>	<p>また、20-1団地については主たる従事者の故障により除外とし、他に一団地を形成する生産緑地がないため、団地消滅となる。</p> <p>8ページ、対象地区は、梅森町新田及び上松の香久山西部土地区画整理事業地区、梅森町上松の区画整理地区外及び梅森町北田面である。</p> <p>3-8、3-13、3-14、3-15、3-17団地は土地区画整理事業の従前地に指定をされているが、これを34-2、34-3、34-4の仮換地の位置に、減歩後の面積で変更するものである。</p> <p>また、3-18及び3-29団地については、ともに主たる従事者の死亡により除外とし、他に一団地を形成する生産緑地がないため、団地消滅となる。</p> <p>3-20団地については主たる従事者の死亡により除外とし、残る筆については生産緑地の面積要件である500㎡を満たさなくなるため、隣接する街区の3-28団地に編入する。</p> <p>9ページ、対象地区は、竹の山二丁目である。</p> <p>30-2団地については主たる従事者の故障により除外とし、他に一団地を形成する生産緑地がないため、団地消滅となる。</p> <p>10ページ、対象地区は、竹の山五丁目である。</p> <p>30-22団地については主たる従事者の故障により除外とし、残る筆があるため、団地の一部除外となる。</p> <p>11ページ、対象地区は、米野木台四丁目及び五丁目である。</p> <p>31-10団地については主たる従事者の故障により除外とし、他に一団地を形成する生産緑地がないため、団地消滅となる。</p> <p>また、31-15団地については主たる従事者の死亡及び故障により除外とし、残る筆があるため、団地の一部除外となる。</p> <p>以上が今回の変更箇所である。</p> <p>最後に、資料12ページに沿って、手続きの流れについて説明する。</p> <p>昨年7月に、日進市役所本庁舎4階第2・第3会議室において説明会を行い、6名の参加者あった。その後、愛知県と事前協議を行い、協議が終わった後、都市計画課窓口及び市ホームページにて案の縦覧を行った。窓口での縦覧は1名であったが、ホームページでは32件の閲覧があった。</p> <p>その結果を踏まえて、本日都市計画審議会で審議、内容を承認いただいた後、再び県に協議をかけ回答を得た後に、正式に都市計画変更の告示を行う。</p> <p>説明は以上である。</p> <p>事務局の説明に質問はあるか。</p> <p>都市計画手続のこれまでの日程に関して、我々審議会の委員へアナウンスはないものか。広報や縦覧等で確認しなければわからないという理解でよいか。</p> <p>このタイミング以前にアナウンスはしていない。都市計画手続にあたる説明</p>
--------------------------------	--

	会等については広報等で周知している。
委員	都市計画変更前に、生産緑地の体を成していなくても問題はないのか。
事務局	所有者の故障もしくは死亡による相続を理由に、生産緑地の買取申出手続を踏むことで買取申出手続の3か月後にまず営農管理の制限が外れ、宅地開発等の転用が行えるようになる。そして、今回の都市計画手続きが完了すると正式に生産緑地の指定が外れる。
委員	3-22、事業計画の看板が立っている。生産緑地から外れているか。
事務局	当該地は令和2年度中の案件として、次期都市計画変更で指定が外れる箇所である。
委員	令和元年の案件を今の段階で指定解除しようとしているのか。スケジュール的に遅くはないか。
事務局	例年であれば、令和2年中に都市計画手続を終えているが、緊急事態宣言等の影響により遅れている。
委員	生産緑地の一団地というものの概念を教えてほしい。
事務局	500㎡という一定以上の面積があり、農林業に必要な要件が整っている生産緑地の1かたまりを一団という。
委員	生産緑地を除外するきっかけは何になるのか。また除外すると税金等はどうなるのか。
事務局	所有者からの申し出によるものである。所有者の死亡による相続、所有者の重篤な故障を農業委員会が発行する証明書で示すことができれば、それを買取申出という手続きを経て最終的には生産緑地の指定を外せることになる。 また、生産緑地指定後30年を迎える令和6年には、所有者による申し出により生産緑地の除外が可能となる。 生産緑地の制限が外れれば、宅地等として利用でき、課税は農地課税から宅地課税に切り替わる。
議長	第2部の議題1「名古屋都市計画生産緑地地区の変更」について、採決を行う。
委員	(全員賛成)
議長	第2部の議題1「名古屋都市計画生産緑地地区の変更」について原案のとおり可決とする。 事務局より、他に連絡事項があればお願いしたい。
事務局	第1部でも申し上げたが、委員の任期は6月末となり、会議形式での参加は今回が最後である。次の任期における市民委員については、4月下旬より公募を開始する予定である。詳細は日進市広報及び市ホームページにて案内する予定である。

議長	る。 以上をもって、本日の会議を終了する。 <p style="text-align: right;"><終了></p>
----	--